

令和2年第2回
船橋市国民健康保険運営協議会

令和2年8月27日
国保年金課

目 次

議題 1 令和元年度船橋市国民健康保険事業特別会計決算について（報告事項）

令和元年度制度改正について

- 1 保険料の賦課限度額引き上げと軽減対象世帯の拡大 1
- 2 旧被扶養者に係る均等割減免期間の見直し 2
- 3 診療報酬改定 2

令和元年度国民健康保険事業の概要

- 1 世帯数と被保険者数の状況 3
- 2 医療費の状況 4
- 3 保健事業費の状況 5
- 4 保険料（現年分）の状況 7
- 5 一般会計繰入金の状況 8
- 6 令和元年度国民健康保険事業特別会計決算 9

議題 2	船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（報告事項）	
1	傷病手当金の支給について	1 2
2	延滞金の割合の特例について	1 3
議題 3	令和 2 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算について（報告事項）	
		1 5

議題 1 令和元年度船橋市国民健康保険事業特別会計決算について

☆ 令和元年度制度改正について

1 保険料の賦課限度額引き上げと軽減対象世帯の拡大 【条例改正】

平成31年度税制改正大綱により、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げと、低所得者に対する保険料5割軽減・2割軽減の対象世帯が拡大されました。

・ 保険料賦課限度額の引き上げ（船橋市国民健康保険条例第16条）

保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています。今般、中低所得者の負担軽減と保険料負担の公平化を目的として、賦課限度額が以下のように変わりました。

賦課限度額	(改正前)		(改正後)	
医療分	<u>5 8 万円</u>	⇒	<u>6 1 万円</u>	3万円引き上げ
支援分	1 9 万円	⇒	1 9 万円	変更なし
介護分	1 6 万円	⇒	1 6 万円	変更なし
合 計	<u>9 3 万円</u>	⇒	<u>9 6 万円</u>	3万円引き上げ

・ 低所得者に対する保険料5割軽減・2割軽減の対象世帯を拡大（船橋市国民健康保険条例第20条第1項）

世帯の所得が一定基準以下の場合に保険料均等割額が軽減され、基準額に応じてそれぞれ均等割の7割・5割・2割が軽減されます。そのうち5割と2割に軽減される基準となる軽減判定所得額の計算方法が以下のように変わり、対象世帯が拡大されました。

軽減判定所得額	(改正前)		(改正後)
5割軽減	3 3 万円 + <u>2 7 万 5 千 円</u> × 被保険者数	⇒	3 3 万円 + <u>2 8 万円</u> × 被保険者数
2割軽減	3 3 万円 + <u>5 0 万円</u> × 被保険者数	⇒	3 3 万円 + <u>5 1 万円</u> × 被保険者数

2 旧被扶養者に係る均等割減免期間の見直し

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者に係る保険料については、後期高齢者医療制度と類似の保険料軽減措置を実施していました。

今回、後期高齢者医療制度において、平成31年度以降、均等割に係る保険料軽減措置について資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされたことを踏まえ、国民健康保険においても同様の見直しを行ったものです。

平成29年4月以前に資格取得 → 平成30年度（平成31年3月まで）で廃止

平成29年5月以降に資格取得 → 資格取得日の属する月以後2年を経過する月まで

※所得割については従前のおり、当分の間、減免の対象となる。

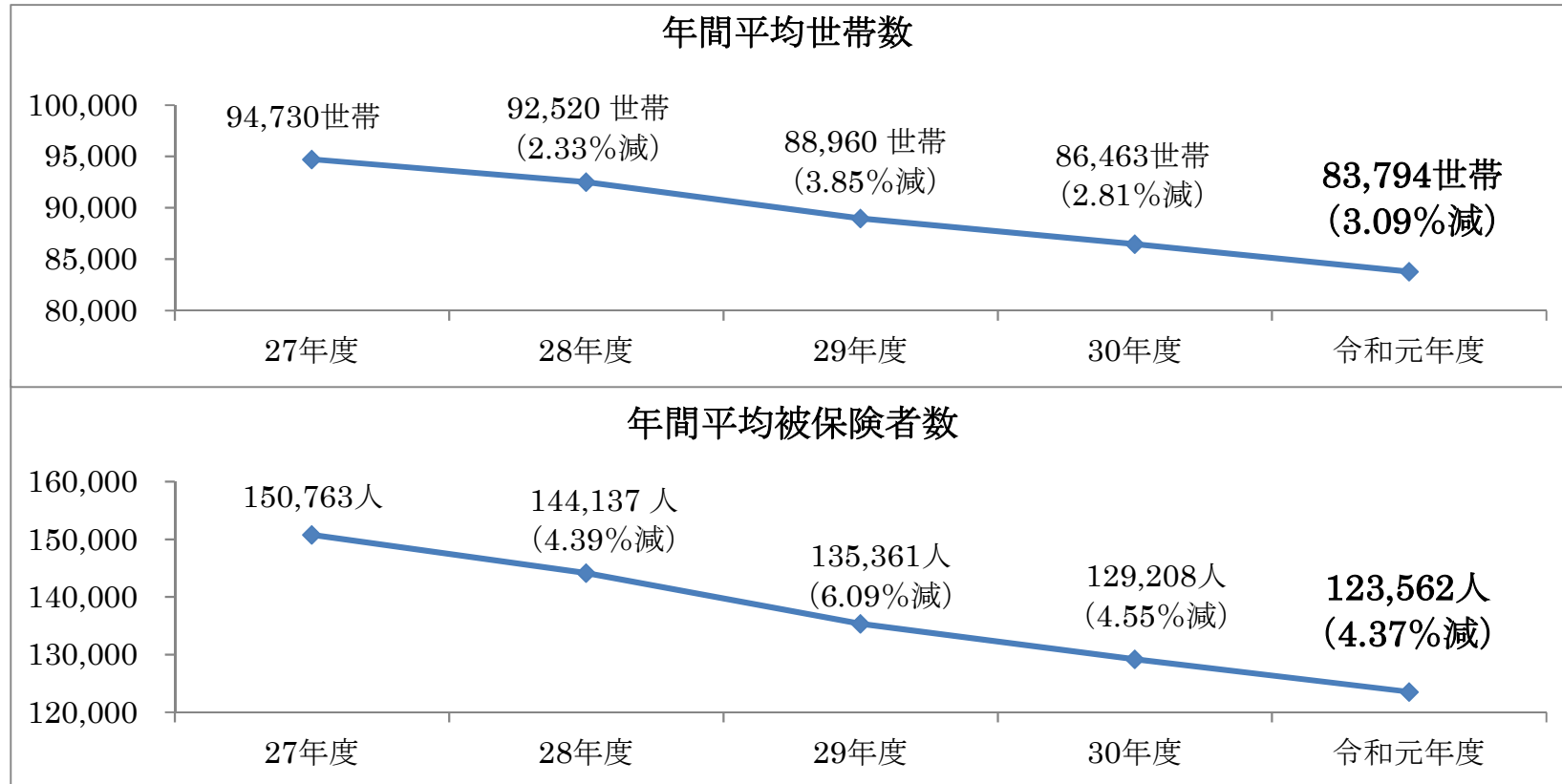
3 診療報酬改定

通常、2年に一度の改定であるが、消費税率引上げ時にも臨時の改定が行われています。令和元年10月に実施された改定率は全体で▲0.07%となりました。

☆ 令和元年度国民健康保険事業の概要

1 世帯数と被保険者数の状況

船橋市の世帯数・人口	307,169世帯	643,971人	(令和2年4月1日時点)
国民健康保険世帯・被保険者数	83,794世帯	123,562人	(年間平均数)



※ 1世帯当たり1.47人（平成30年度は、1世帯当たり1.49人）

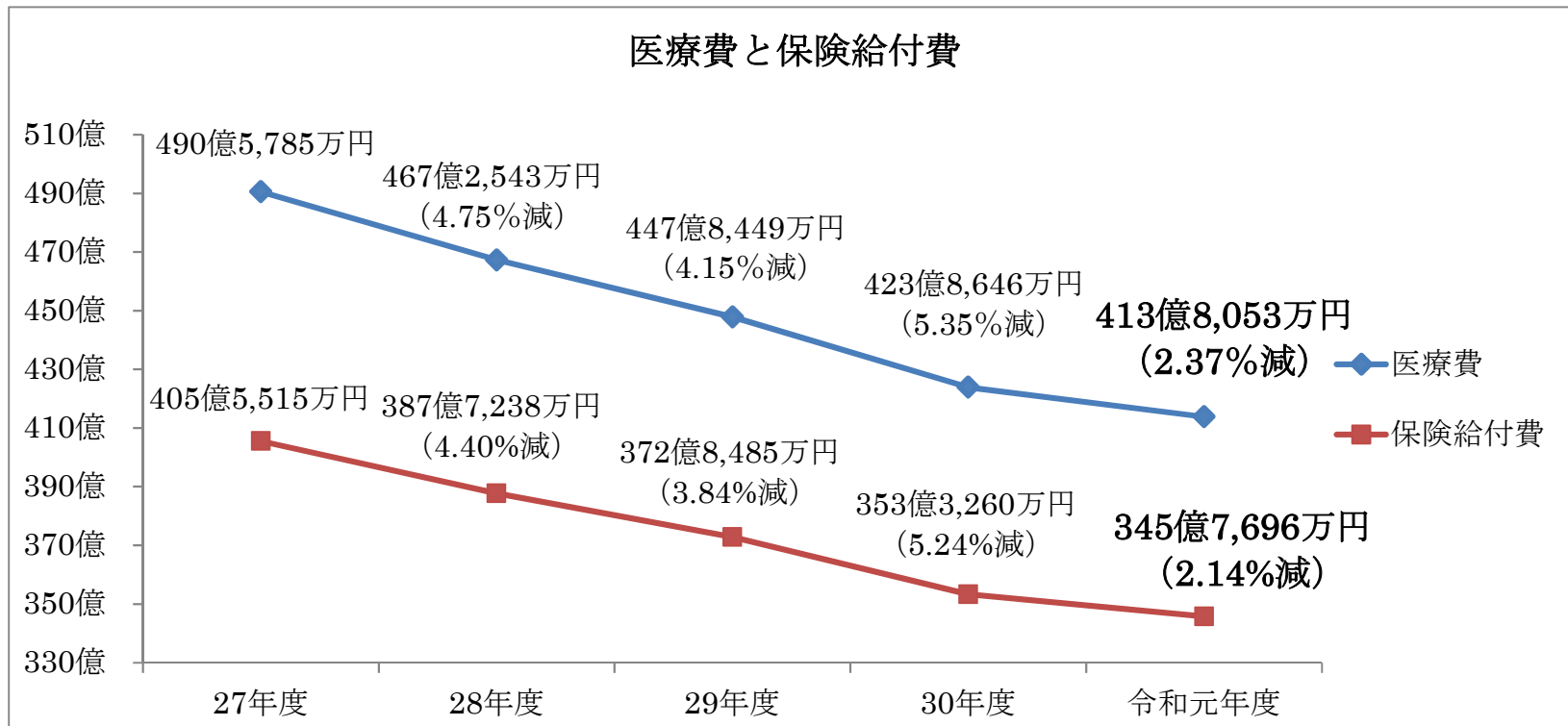
※市の人口は増加しているものの、国保加入者数が減少している主な理由は、加入者数の多い高齢者層が後期高齢者医療制度へ移行しているため。

世帯数・被保険者数共に減少。1世帯当たりの人数も減少している。

2 医療費の状況

医療費 被保険者が医療機関などで受診に要した費用を医療費（10割相当分）といいます。
 医療費から被保険者が実際に負担した費用等を差し引いた残りを保険者が負担します。
 これを保険給付費といいます。

令和元年度決算額	約414億円	（うち、保険給付費	約346億円）
平成30年度決算額	約424億円	（うち、保険給付費	約353億円）
前年比較	2.37%減		2.14%減



※令和元年度は、被保険者の減少の影響等により、医療費は減少している。

3 保健事業費の状況

令和元年度決算額 約10億1,863万円（うち特定健康診査等事業費 約10億 11万円）
 平成30年度決算額 約9億9,678万円（うち特定健康診査等事業費 約9億7,787万円）
 前年比較 2.19%増（うち特定健康診査等事業費 2.27%増）

(1) 市町村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区 分	平成29年度末 (平成25年4月から)	令和5年度末 (平成30年4月から)
特定健康診査 受診率	60%	60%
特定保健指導 実施率	60%	60%

※上記受診率及び実施率は厚生労働省が定めた目標値であり、船橋市においても同様の目標値としている。

(2) 船橋市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(法定報告数値)

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
26	101,443人	48,617人	47.9%	5,150人	1,561人	30.3%
27	98,287人	48,047人	48.9%	5,089人	1,500人	29.5%
28	92,481人	44,821人	48.5%	4,692人	1,269人	27.0%
29	87,604人	42,317人	48.3%	4,527人	1,249人	27.6%
30	83,758人	39,443人	47.1%	4,337人	1,334人	30.8%

※対象者数、受診者数、受診率、実施者数、実施率は、年度内に資格異動がない人の実績。

令和元年度実績の確定は令和2年10月末のため未集計。

【法定報告における船橋市の順位】

	特定健康診査 受診率		特定保健指導 実施率	
	中核市	千葉県内市	中核市	千葉県内市
29年度	1位/54	2位/37	15位/54	11位/37
30年度	3位/58	4位/37	18位/58	11位/37

A I（人工知能）による健康診査の受診勧奨（令和元年度 拡大事業）

（1）事業の目的

従来のはがきによる受診勧奨通知（1種類の通知様式）をやめ、「A Iを活用した受診勧奨通知（7種類の通知様式）」へ変更し、特定健康診査受診率の向上を図る。40歳代は全数、50歳－74歳は過去3年間連続受診者を除くものに対し通知した。

A Iを活用＝健診受診歴、問診結果、レセプト情報などの被保険者の情報をA Iが個々に分析

（2）実績

総発送件数 58,534件

分析	通知の内容	発送件数
① 頑張り屋	健康意識が高い。発見できる病名を多く記載する。	3,533
② 心配性	受診のハードルとなる疑問や不安にやさしく答える。	4,901
③ 甘えん坊	検査が基準値以上の場合、行政がサポートすることを伝える。	4,399
④ 面倒くさがり	自身の健康に興味がないため、情報をシンプルに伝える。	4,864
⑤ 未受診(レプトなし)	健診の受診方法や費用など、基本的な情報を伝える。	18,124
⑥ 未受診(レプトあり)		17,623
⑦ 国保新規加入		5,090

（3）効果

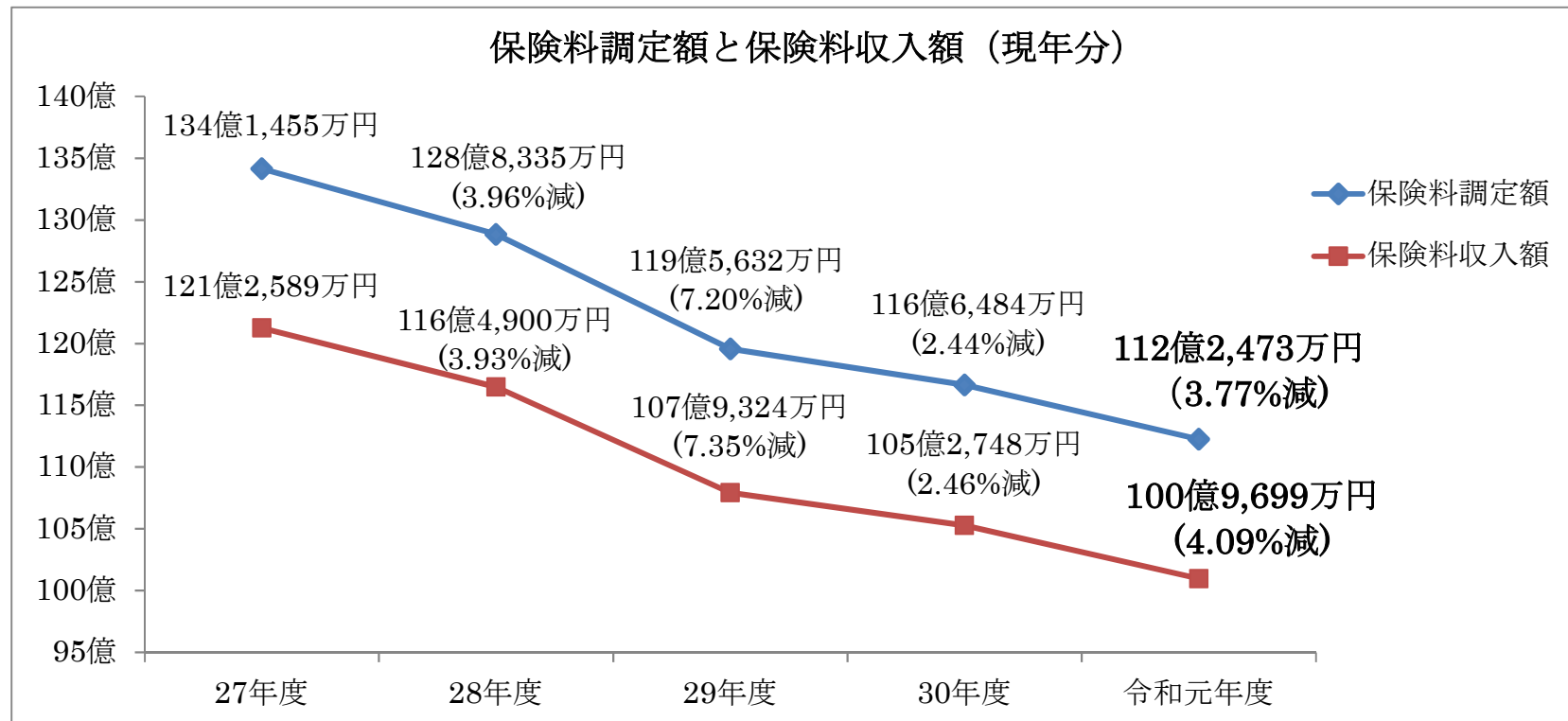
決算対象者比較(現年分)

	平成30年度(はがき・1種)	令和元年度(A I・7種)
対象者(A)	98,077人	94,235人
勧奨者(B)	59,094人	58,534人
受診者(C)	40,720人	39,874人
受診割合(C÷A)	41.5%	42.3%

※対象者、勧奨者、受診者は、年度内の資格異動を考慮しない。

4 保険料（現年分）の状況

	保険料調定額	保険料収入額（還付未済除）	収納率
令和元年度決算額	約112億2,473万円	約100億9,699万円	89.95%
平成30年度決算額	約116億6,484万円	約105億2,748万円	90.25%
前年比較	3.77%減	4.09%減	0.30%減



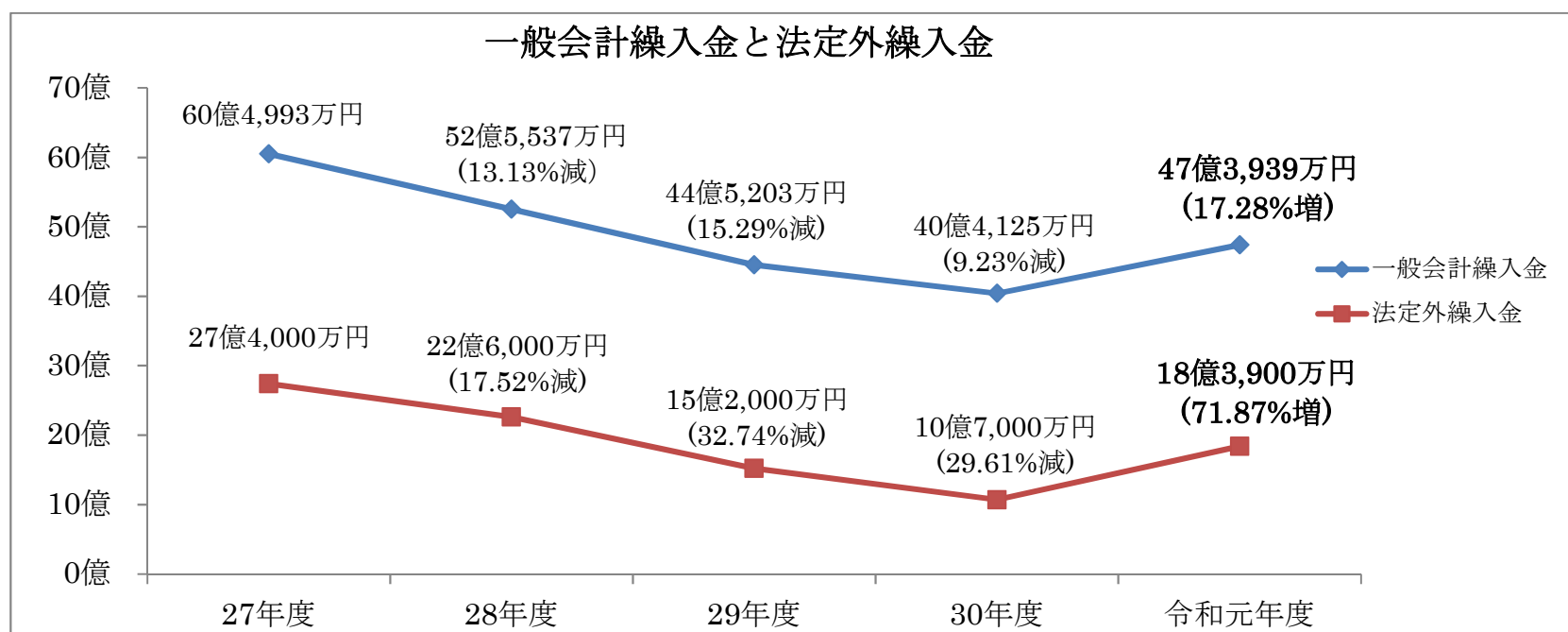
※被保険者の減少に伴い、保険料調定額・収入額ともに減少している。

また、令和元年度の収納率の低下については、新型コロナウイルス感染症の影響が原因のひとつであると思われる。

5 一般会計繰入金の状況

令和元年度決算額	47億3,939万円	(うち、法定外繰入金	18億3,900万円)
平成30年度決算額	40億4,125万円	(うち、法定外繰入金	10億7,000万円)
前年比較	17.28%増		71.87%増

法定外繰入金 国民健康保険事業費納付金（県への納付金）等の支出は、保険料収入により賄う必要がありますが、賄いきれない分について、市の一般会計から補填しております。この補填分が法定外繰入金です。



※28年度及び29年度は、保険給付費の減少により繰入金は減少した。30年度からは、県単位化により納付金を納めることとなったが、30年度は激変緩和措置が講じられたことや、過年度の交付金が追加交付になったこと等から、繰入金は減少した。令和元年度は、引き続き激変緩和措置があるものの被保険者数の減少による保険料収入の減少等により、繰入金は増加した。

6 令和元年度 国民健康保険事業特別会計 決算 総括表（歳出）

単位：円

区 分	概 要	当初予算額	補正・ 充当・流用	予算現額 ①	支出済額 ②	不用額 ①－②
総務費		862,100,000	0	862,100,000	816,780,248	45,319,752
保険給付費		34,283,900,000	900,000,000	35,183,900,000	34,931,946,063	251,953,937
療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付（7割、8割）	29,599,760,000	683,792,788	30,283,552,788	30,057,494,916	226,057,872
一般被保険者分	（年間平均被保険者数 123,494人）	29,545,060,000	705,053,869	30,250,113,869	30,045,671,807	204,442,062
退職被保険者等分	（年間平均被保険者数 68人）	54,700,000	▲ 21,261,081	33,438,919	11,823,109	21,615,810
療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付	340,030,000	21,261,081	361,291,081	360,300,333	990,748
一般被保険者分		338,680,000	21,261,081	359,941,081	359,941,081	0
退職被保険者等分		1,350,000	0	1,350,000	359,252	990,748
審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会へ支払う手数料	76,230,000	897,236	77,127,236	77,127,236	0
高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付	4,050,140,000	194,048,895	4,244,188,895	4,227,633,834	16,555,061
一般被保険者分		4,040,880,000	194,048,895	4,234,928,895	4,226,385,519	8,543,376
退職被保険者等分		9,260,000	0	9,260,000	1,248,315	8,011,685
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付	6,800,000	0	6,800,000	5,873,363	926,637
一般被保険者分		6,500,000	0	6,500,000	5,873,363	626,637
退職被保険者等分		300,000	0	300,000	0	300,000
移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用	350,000	0	350,000	0	350,000
一般被保険者分		300,000	0	300,000	0	300,000
退職被保険者等分		50,000	0	50,000	0	50,000
出産育児諸費	出産費の助成（1件42万円または40万4千円）及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料	168,090,000	358,471	168,448,471	168,016,381	432,090
葬祭諸費	葬祭費の助成（1件5万円）	42,500,000	▲ 358,471	42,141,529	35,500,000	6,641,529
国民健康保険事業費納付金		14,834,400,000	0	14,834,400,000	14,834,024,009	375,991
医療給付費分	保険給付費を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	10,133,950,000	0	10,133,950,000	10,133,944,834	5,166
一般被保険者医療給付費分		10,120,450,000	0	10,120,450,000	10,120,444,834	5,166
退職被保険者等医療給付費分		13,500,000	0	13,500,000	13,500,000	0
後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	3,665,950,000	0	3,665,950,000	3,665,948,611	1,389
一般被保険者後期高齢者支援金等分		3,660,850,000	0	3,660,850,000	3,660,848,611	1,389
退職被保険者等後期高齢者支援金等分		5,100,000	0	5,100,000	5,100,000	0
介護納付金分	介護納付金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	1,034,500,000	0	1,034,500,000	1,034,130,564	369,436
共同事業拠出金		100,000	0	100,000	7,960	92,040
その他共同事業事務費拠出金	退職被保険者にかかる事務処理費用として千葉県国保連合会へ拠出	100,000	0	100,000	7,960	92,040
保健事業費		1,058,300,000	0	※ 1,060,438,400	1,018,625,944	41,812,456
保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等	19,470,000	0	19,470,000	18,520,027	949,973
特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用	1,038,830,000	0	※ 1,040,968,400	1,000,105,917	40,862,483
諸支出金	保険料の還付金、国県負担金等の精算による返還額	87,200,000	0	87,200,000	76,644,235	10,555,765
予備費		100,000,000	0	100,000,000	0	100,000,000
歳 出 合 計		51,226,000,000	900,000,000	※ 52,128,138,400	51,678,028,459	450,109,941

※繰越明許費
2,138,400円含む

6 令和元年度 国民健康保険事業特別会計 決算 総括表（歳入） その1

単位：円

区	分	概要			当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①	
国民健康保険料					11,104,000,000	▲ 450,000,000	10,654,000,000	10,819,069,456	165,069,456	
一般分	国民健康保険料		所得割	均等割	限度額	11,077,100,000	▲ 450,000,000	10,627,100,000	10,811,162,599	184,062,599
	医療給付費分現年賦課分	医療分 (0~74歳)	(前年中の総所得金額等－基礎控除33万円) ×6.50%	24,360円 ×人数	61万円	7,114,400,000	▲ 350,000,000	6,764,400,000	6,909,045,299	144,645,299
	介護納付金分現年賦課分					620,900,000	0	620,900,000	598,742,078	▲ 22,157,922
	後期高齢者支援金分現年賦課分	後期支援分 (0~74歳)	(前年中の総所得金額等－基礎控除33万円) ×2.63%	8,590円 ×人数	19万円	2,697,800,000	▲ 100,000,000	2,597,800,000	2,611,497,214	13,697,214
	医療給付費分滞納繰越分					439,220,000	0	439,220,000	464,399,993	25,179,993
	介護納付金分滞納繰越分	介護分 (40~64歳)	(前年中の総所得金額等－基礎控除33万円) ×1.20%	9,610円 ×人数	16万円	47,130,000	0	47,130,000	54,384,691	7,254,691
	後期高齢者支援金分滞納繰越分					157,650,000	0	157,650,000	173,093,324	15,443,324
	退職分	国民健康保険料				26,900,000	0	26,900,000	7,906,857	▲ 18,993,143
	医療給付費分現年賦課分	医療分・・・・国民健康保険の医療費に充てる				13,500,000	0	13,500,000	2,728,004	▲ 10,771,996
	介護納付金分現年賦課分	後期支援分・・・・後期高齢者医療制度の費用に充てる				900,000	0	900,000	603,577	▲ 296,423
	後期高齢者支援金分現年賦課分	介護分・・・・介護保険制度の費用に充てる				5,100,000	0	5,100,000	1,051,841	▲ 4,048,159
医療給付費分滞納繰越分	基本は医療分と後期支援分の所得割と均等割が賦課される。40~64歳は介護分の所得割 と均等割が加えられる。賦課額には限度があり、1世帯の限度額は最高96万円。				4,630,000	0	4,630,000	2,206,609	▲ 2,423,391	
介護納付金分滞納繰越分					1,060,000	0	1,060,000	488,848	▲ 571,152	
後期高齢者支援金分滞納繰越分					1,710,000	0	1,710,000	827,978	▲ 882,022	
国庫支出金					100,000	0	100,000	7,401,000	7,301,000	
	総務費国庫補助金	マイナンバー等に係るシステム改修費用に対する補助金			0	0	0	6,931,000	6,931,000	
	災害臨時特例補助金	東日本大震災被災者の免除された保険料・一部負担金に対する補助金			100,000	0	100,000	470,000	370,000	

6 令和元年度 国民健康保険事業特別会計 決算 総括表（歳入） その2

単位：円

区	分	概 要	当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①
県支出金			34,841,000,000	900,000,000	35,741,000,000	35,403,971,689	▲ 337,028,311
	健康増進事業補助金	慢性腎臓病重症化予防事業に対して支払われる補助金	1,552,000	0	1,552,000	277,215	▲ 1,274,785
	保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	34,839,448,000	900,000,000	35,739,448,000	35,403,694,474	▲ 335,753,526
	普通交付金	保険給付費（出産育児諸費・葬祭費除く）に応じて交付（100%）	34,073,310,000	900,000,000	34,973,310,000	34,637,821,474	▲ 335,488,526
	特別交付金	保険者としての努力を行う自治体に対して国の指標に基づき交付される交付金等	766,138,000	0	766,138,000	765,873,000	▲ 265,000
財産収入			500,000	0	500,000	93,073	▲ 406,927
繰入金			4,610,800,000	450,000,000	5,060,800,000	4,917,892,986	▲ 142,907,014
	一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	4,510,800,000	371,500,000	4,882,300,000	4,739,392,986	▲ 142,907,014
	保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	1,878,468,000	15,000,000	1,893,468,000	1,891,962,925	▲ 1,505,075
	（保険料軽減分）	保険料軽減額と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（県：市=3：1）	1,056,615,000	13,000,000	1,069,615,000	1,068,633,971	▲ 981,029
	（保険者支援分）	平均的な保険料と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	821,853,000	2,000,000	823,853,000	823,328,954	▲ 524,046
	職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	848,392,000	0	848,392,000	796,133,983	▲ 52,258,017
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2/3）	112,000,000	0	112,000,000	111,789,333	▲ 210,667
	国保財政安定化支援事業	保険料軽減世帯割合・病床数・高齢者の割合が多い場合に国が限定的に認めている繰入金	96,940,000	4,000,000	100,940,000	100,506,745	▲ 433,255
	その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金	1,575,000,000	352,500,000	1,927,500,000	1,839,000,000	▲ 88,500,000
	財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	100,000,000	78,500,000	178,500,000	178,500,000	0
繰越金			100,000	0	※ 2,238,400	2,514,769	276,369
諸収入			669,500,000	0	669,500,000	639,737,364	▲ 29,762,636
歳 入 合 計			51,226,000,000	900,000,000	※ 52,128,138,400	51,790,680,337	▲ 337,458,063

※繰越明許費の財源
2,138,400円含む

歳入合計	51,790,680,337 円
歳出合計	51,678,028,459 円
差引額	112,651,878 円

基金積立	112,000,000
繰越金額	651,878

議題 2 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 傷病手当金の支給について（船橋市国民健康保険条例 第29条の2、第29条の3、第29条の4）

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するため、令和2年4月10日に条例及び補正予算について専決処分*を行いました。

※専決処分…議会が議決または決定すべき事項について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認めるとき等、特定の場合に限り地方公共団体の長が議会に代わって処分することができる。
専決処分を行うと、長は、次の議会に報告し、承認を求める必要がある。

【概要】

新型コロナウイルス感染症について、更なる感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染した場合（発熱などの症状があり感染が疑われる場合を含む）に休みやすい環境を整備することが重要である。そのため、国内の感染拡大防止の観点から、国民健康保険に加入している被用者について、国より傷病手当金の支給を検討するよう通知があり、国からの財政支援がされることから、国の示した条例例を基に条例を改正し本市においても支給を行うこととした。

【支給対象者】

給与等の支給を受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない者。

【支給対象となる日】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日。

【支給額・財政支援】

1日当たり、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の3月間の給与等の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額（上限あり）を支給する。なお、給与等の全部又は一部を受けることができる期間は傷病手当金を支給しない。但し、給与等の額が算定された傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給する。

○計算式： $[(\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2 / 3] \times \text{支給対象となる日数}$

支給された傷病手当金に係る費用については、令和2年度の特別調整交付金により支給額の全額が国により支援される。

【適用期間】

令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで）。

【周知方法】

広報ふなばし、市ホームページ

2 延滞金の割合の特例について（船橋市国民健康保険条例 附則第12項）

【改正理由】

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）により地方税法附則第3条の2（延滞金及び還付加算金の割合等の特例）が改正され、令和3年1月1日に施行されることとなった。

保険料についても市税と同様の割合としていることから、延滞金の割合を規定している部分について、地方税法の一部改正に不ら、延滞金の割合の特例について規定の整備を行った。

【改正内容】

	(改正前)		(改正後)
(1) 用語の変更	特例基準割合	→	<u>延滞金</u> 特例基準割合

(2) 用語の創設 平均貸付割合

定義：租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（いわゆる貸出約定平均利率）

内容：各年の前々年の9月から前年の8月まで（※1）の各月における短期貸付けの平均利率の平均（12分の1）として各年の前年の11月30日まで（※2）に財務大臣が告示する割合

財務大臣が告示する割合は現行も租税特別措置法第93条第2項に規定があり、法改正前はそれぞれ次のように定められている。

※1 前々年の10月から前年の9月まで

※2 前年の12月15日まで

【改正による影響】

実質的な変更を伴わないことから、影響なし。

【施行期日】

令和3年1月1日

議題 3 令和 2 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算について

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 0 0 万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ 5 0 7 億 8, 6 0 0 万円とするものです。

補正前の額	補正予算額	補正後予算額
50,785,000 千円	1,000 千円	50,786,000 千円

☆令和 2 年度予算を補正した項目

歳出

- (1) 保険給付費 (1 0 0 万円の増額)
保険給付費の任意給付として傷病手当金を支給する。

歳入

- (1) 県支出金 (1 0 0 万円の増額)
令和 2 年度の特別調整交付金 (国) により、支給額の全額が支援される。